

診療報酬の算定方法の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年二月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																											
<p>別表第一 医科診療報酬点数表 〔目次〕 (略)</p> <p>第1章 基本診療料 第1部 初・再診料</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 初診料</p> <p>区分</p> <p>A000 初診料 291点</p> <p>注1～15 (略)</p> <p>16 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</p> <table border="0"><tr><td>イ</td><td>医療DX推進体制整備加算1</td><td><u>12点</u></td></tr><tr><td>ロ</td><td>医療DX推進体制整備加算2</td><td><u>11点</u></td></tr><tr><td>ハ</td><td>医療DX推進体制整備加算3</td><td><u>10点</u></td></tr><tr><td>ニ</td><td><u>医療DX推進体制整備加算4</u></td><td><u>10点</u></td></tr><tr><td>ホ</td><td><u>医療DX推進体制整備加算5</u></td><td><u>9点</u></td></tr><tr><td>ヘ</td><td><u>医療DX推進体制整備加算6</u></td><td><u>8点</u></td></tr></table> <p>第2節 (略)</p> <p>第2部 (略)</p>	イ	医療DX推進体制整備加算1	<u>12点</u>	ロ	医療DX推進体制整備加算2	<u>11点</u>	ハ	医療DX推進体制整備加算3	<u>10点</u>	ニ	<u>医療DX推進体制整備加算4</u>	<u>10点</u>	ホ	<u>医療DX推進体制整備加算5</u>	<u>9点</u>	ヘ	<u>医療DX推進体制整備加算6</u>	<u>8点</u>	<p>別表第一 医科診療報酬点数表 〔目次〕 (略)</p> <p>第1章 基本診療料 第1部 初・再診料</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 初診料</p> <p>区分</p> <p>A000 初診料 291点</p> <p>注1～15 (略)</p> <p>16 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</p> <table border="0"><tr><td>イ</td><td>医療DX推進体制整備加算1</td><td><u>11点</u></td></tr><tr><td>ロ</td><td>医療DX推進体制整備加算2</td><td><u>10点</u></td></tr><tr><td>ハ</td><td>医療DX推進体制整備加算3</td><td><u>8点</u></td></tr></table> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第2部 (略)</p>	イ	医療DX推進体制整備加算1	<u>11点</u>	ロ	医療DX推進体制整備加算2	<u>10点</u>	ハ	医療DX推進体制整備加算3	<u>8点</u>
イ	医療DX推進体制整備加算1	<u>12点</u>																										
ロ	医療DX推進体制整備加算2	<u>11点</u>																										
ハ	医療DX推進体制整備加算3	<u>10点</u>																										
ニ	<u>医療DX推進体制整備加算4</u>	<u>10点</u>																										
ホ	<u>医療DX推進体制整備加算5</u>	<u>9点</u>																										
ヘ	<u>医療DX推進体制整備加算6</u>	<u>8点</u>																										
イ	医療DX推進体制整備加算1	<u>11点</u>																										
ロ	医療DX推進体制整備加算2	<u>10点</u>																										
ハ	医療DX推進体制整備加算3	<u>8点</u>																										

第2章 特掲診療料

第1部 (略)

第2部 在宅医療

通則

(略)

第1節 在宅患者診療・指導料

区分

C000 (略)

C001 在宅患者訪問診療料(Ⅱ) (1日につき)

1・2 (略)

注1～12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる初診料の注16に規定する医療DX推進体制整備加算、区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注8に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17(区分番号C005-1-2の注6の規定により準用する場合を含む。)若し

第2章 特掲診療料

第1部 (略)

第2部 在宅医療

通則

(略)

第1節 在宅患者診療・指導料

区分

C000 (略)

C001 在宅患者訪問診療料(Ⅱ) (1日につき)

1・2 (略)

注1～12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り10点を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる初診料の注16に規定する医療DX推進体制整備加算、区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注8に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17(区分番号C005-1-2の注6の規定により準用する場合を含む。)若しくは区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指

くは区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注17にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。

イ 在宅医療DX情報活用加算1 11点

ロ 在宅医療DX情報活用加算2 9点

C001-2~C002-2 (略)

C003 在宅がん医療総合診療料(1日につき)

1・2 (略)

注1~7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる初診料の注16に規定する医療DX推進体制整備加算、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注13(区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17(区分番号C005-1-2の注6の規定により準用する

導料の注17にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。

(新設)

(新設)

C001-2~C002-2 (略)

C003 在宅がん医療総合診療料(1日につき)

1・2 (略)

注1~7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り10点を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる初診料の注16に規定する医療DX推進体制整備加算、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注13(区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17(区分番号C005-1-2の注6の規定により準用する場合を含む。)若しくは区分番号I012に掲げる

場合を含む。)若しくは区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注17にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。

イ 在宅医療DX情報活用加算1 11点

ロ 在宅医療DX情報活用加算2 9点

9 (略)

C004~C015 (略)

第2節~第4節 (略)

第3部~第14部 (略)

第3章・第4章 (略)

別表第二

歯科診療報酬点数表

[目次]

(略)

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

通則

(略)

第1節 初診料

区分

A000 初診料

1・2 (略)

注1~14 (略)

15 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して初

精神科訪問看護・指導料の注17にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。

(新設)

(新設)

9 (略)

C004~C015 (略)

第2節~第4節 (略)

第3部~第14部 (略)

第3章・第4章 (略)

別表第二

歯科診療報酬点数表

[目次]

(略)

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

通則

(略)

第1節 初診料

区分

A000 初診料

1・2 (略)

注1~14 (略)

15 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して初

診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ	医療DX推進体制整備加算1	11点
ロ	医療DX推進体制整備加算2	10点
ハ	医療DX推進体制整備加算3	8点
ニ	医療DX推進体制整備加算4	9点
ホ	医療DX推進体制整備加算5	8点
ヘ	医療DX推進体制整備加算6	6点

16 (略)

A001 (略)

第2節 (略)

第2部 (略)

第2章 特掲診療料

第1部 (略)

第2部 在宅医療

区分

C000 歯科訪問診療料（1日につき）

1～5 (略)

注1～19 (略)

20 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た歯科診療を実施している保険医療機関において健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な歯科医学的管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし

診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ	医療DX推進体制整備加算1	9点
ロ	医療DX推進体制整備加算2	8点
ハ	医療DX推進体制整備加算3	6点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	

16 (略)

A001 (略)

第2節 (略)

第2部 (略)

第2章 特掲診療料

第1部 (略)

第2部 在宅医療

区分

C000 歯科訪問診療料（1日につき）

1～5 (略)

注1～19 (略)

20 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た歯科診療を実施している保険医療機関において健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な歯科医学的管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り8点を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注14若しくは

、区分番号A000に掲げる初診料の注14若しくは区分番号A002に掲げる再診料の注11にそれぞれ規定する医療情報取得加算又は区分番号A000に掲げる初診料の注15に規定する医療DX推進体制整備加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。

イ 在宅医療DX情報活用加算1 9点

ロ 在宅医療DX情報活用加算2 8点

C001～C008 (略)

第3部～第15部 (略)

別表第三

調剤報酬点数表

[目次]

(略)

通則

(略)

第1節 調剤技術料

区分

00 調剤基本料 (処方箋の受付1回につき)

1～4 (略)

注1～12 (略)

13 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局(注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。)において調剤を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

区分番号A002に掲げる再診料の注11にそれぞれ規定する医療情報取得加算又は区分番号A000に掲げる初診料の注15に規定する医療DX推進体制整備加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。

(新設)

(新設)

C001～C008 (略)

第3部～第15部 (略)

別表第三

調剤報酬点数表

[目次]

(略)

通則

(略)

第1節 調剤技術料

区分

00 調剤基本料 (処方箋の受付1回につき)

1～4 (略)

注1～12 (略)

13 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局(注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。)において調剤を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

	イ	医療DX推進体制整備加算1	<u>10点</u>		イ	医療DX推進体制整備加算1	<u>7点</u>
	ロ	医療DX推進体制整備加算2	<u>8点</u>		ロ	医療DX推進体制整備加算2	<u>6点</u>
	ハ	医療DX推進体制整備加算3	<u>6点</u>		ハ	医療DX推進体制整備加算3	<u>4点</u>
01	(略)			01	(略)		
		第2節～第5節	(略)			第2節～第5節	(略)